

沖縄県骨髄バンクドナー助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄及び末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の適切な提供の推進を図るため、市町村が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、沖縄県補助金等交付規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ドナー」とは、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）を介し、骨髄等の提供を完了した者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、骨髄等の移植を推進するため、市町村が行うドナーに対する助成事業とする。ただし、ドナーが所属する企業又は団体において、ドナー休暇制度を受けられる者に対する助成事業は除く。

(補助対象者等)

第4条 補助対象者、補助対象経費、基準額及び補助率は、以下の表のとおりとする。

補助対象者	補助対象経費	基準額	補助率
市町村	市町村がドナーに対し、骨髄等を提供するために通院又は入院の日数に応じ助成する経費	ドナー1人あたり1日につき2万円とし、7日間を上限とする。	1/2以内 ただし、算出された額に千円未満の端数が乗じた場合、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業の内容の変更をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときには、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳票を備えるとともに、証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村は、沖縄県骨髄バンクドナー助成事業補助金交付申請書(様式第1号)によるもとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 市町村の当該助成事業にかかる交付要綱の写し
- (3) ドナーからの助成費交付申請書の写し

(交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、沖縄県骨髄バンクドナー助成事業補助金交付決定通知書(様式第3号)を通知する。

(変更申請等)

第8条 第5条第1号又は第2号の規定による変更等の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容の変更をしようとするとき 沖縄県骨髄バンクドナー助成事業補助金変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき 沖縄県骨髄バンクドナー助成事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた市町村(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業が完了したその日から起算して20日以内を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、沖縄県骨髄バンクドナー助成事業補助金実績報告書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第2号)
- (2) ドナーへの助成費交付決定通知書の写し
- (3) ドナーから提出のあった骨髄バンクが発行する証明書の写し

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県骨髄バンクドナー助成事業補助金額の確定通知書(様式第7号)を通知する。

(補助金の請求)

第11条 この補助金は、精算払とする。

- 2 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、沖縄県骨髄バンクドナー助成事業補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。
- 3 この要綱は、令和3年3月11日から適用する。